

気候変動適応関東広域協議会（第9回）
議事概要

日 時：令和5年2月20日（月）13：30～16：00

場 所：環境省 WebEX 会議室

1. 開会

2. 情報提供・意見交換

- ① 東京管区気象台からの情報提供（3か月予報と暖候期予報について）
- ② 環境省気候変動適応室からの情報提供（地域気候変動適応計画策定マニュアル改訂と令和5年度の適応関連予算について）
- ③ 環境省環境安全課からの情報提供（熱中症対策の推進のための法制度の検討状況について）
- ④ 質疑・意見交換

田中議長 東京管区気象台からの情報提供についてお伺いしたい。資料3の p.8 では過去10年の春の気温が、平年値と比較して「かなり高い」年が2年程度、「高い」年が6～7年程度であると示されており、「平年並」の年は2年程度しかないというご説明であった。これまでもこうした高気温化の傾向があったのか、また、今後もこの傾向が中長期的に続いていくと考えられるのかについて伺いたい。

東京管区気象台 近年の春の高気温の傾向の原因はまだ分かっていない。この傾向は必ずしも過去から継続してみられる傾向ではなく、例えば10年規模の変動の影響が含まれている可能性もあり、今後も同様の傾向が続くかは今のところ不明である。

群馬県衛生環境研究所

資料3の p.8 に示された気温上昇は、春に限った傾向であるのか、それとも夏にも同様に気温上昇の傾向がみられるのかお伺いしたい。

東京管区気象台 手元に資料がなく詳細には申し上げられないが、特に春に顕著にみられる傾向である。他の季節においても長期的な気温は地球温暖化によって上昇しているが、最近10年の気温が顕著に高いのは春に特有の傾向である。

田中議長 環境省気候変動適応室からの情報提供についてお伺いしたい。地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂について、市区町村向けに導入編が作成された点は大変好ましい試みであると考えます。これまでにご案内の通り、地域適応策検討分科会では、市区町村を対象にきめ細かく意見交換会など

を行い、市区町村向けの地域適応計画づくりのヒントを成果として取りまとめている。分科会活動の中で、適応策の進捗管理の仕組みや進捗管理にあたっての指標設定を課題と認識している市区町村が多くみられた。改訂される地域気候変動適応計画策定マニュアルの中で適応策の進捗管理に関する記述等があればご紹介いただきたい。

環境省気候変動適応室

適応策の進捗管理については自治体からご質問をお寄せいただいている。国による進捗管理については、令和 3 年に改定した気候変動適応計画の中で KPI を定めており、参考の一つとしていただけるものである。しかし、国の施策と都道府県や市区町村の施策では異なる部分もある。これまでは進捗管理の部分については事例が多くないこともあり、マニュアルの記載は多くなかったが、今回の改訂では事例について強化している。

南足柄市（オブザーバー）

環境省環境安全課からの情報提供についてお伺いしたい。気候変動適応法改正の方向として、市区町村に対する避暑施設の指定は、どの程度の義務付けとなるのか（あるいは努力義務なのか）考え方をお伺いしたい。（チャットからのご質問）

環境省環境安全課

避暑施設の指定は、「出来るものとする」という表現で規定され、「しなければならない」あるいは「するよう努める」というような義務付けや努力義務とはならない予定である。避暑施設の指定は任意の制度であり、指定を行いたい自治体が指定を行ったり、指定は行わずに独自の熱中症対策を実施したりする自治体があるものとする。避暑施設は公共施設に限らず民間施設も指定対象とすることが出来る枠組みとしているが、避暑施設として指定された場合、熱中症特別警戒アラートが発表された際は、予め決められた曜日や時間帯において施設を開放する必要がある、という運用となる予定である。しかし、熱中症特別警戒アラートは現行の熱中症警戒アラートのように、毎年数十回の頻度で発表されることは想定しておらず、極端に気温が高い状況下において、全国のどこかで年に 1 回程度の頻度で発表されるという状況を想定している。

東京都環境局

環境省環境安全課からの情報提供についてお伺いしたい。気候変動適応法改正のスケジュールについて、今国会で法案が提出され、数ヶ月かけて公布・施行されるということであった。来年度中に法改正が施行され、実際に熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルター等が運用されるのは令和 6 年の夏からと考えて差し支えないか、お伺いしたい。

環境省環境安全課

ご認識のとおりである。今年の 4～5 月頃に法案について国会で審議いた

だき、年末頃までには制度設計等の詳細について環境省にて議論を行う予定である。具体的には、熱中症特別警戒アラートの基準や避暑施設の指定にあたっての手引きについて検討し、概ね一年後には制度の枠組みを公表する予定である。その後、令和 6 年 4 月から改正法が施行、令和 6 年の夏には熱中症特別警戒アラート等の運用が始まる予定である。

東京都環境局 改正法の施行時期は来年度となるか、それとも再来年度となるか。
環境省環境安全課

法律の施行時期については調整中である。法律上は公布後、政府計画の作成は速やかに施行し、熱中症特別警戒アラートや避暑施設については公布から 1 年以内に決めることになっており、具体的には令和 6 年 4 月から運用を考えているが、まだ明確には決まっていない。

川崎市環境総合研究所

環境省環境安全課からの情報提供について、気候変動適応法改正に関連して 3 点お伺いしたい。

1 点目、資料中で説明されたカナダやヨーロッパでみられたような熱波や顕著な高温に対応するための法改正であると理解しているが、熱中症特別警戒情報の発表につながるような気象は、災害対策基本法に規定する「異常な自然現象」に該当するものとして、同法の災害と解釈してよいか伺いたい。

2 点目、地域の団体や民間団体が熱中症対策に関する普及啓発団体として指定を受けるメリットや意義について明確にしていきたい。普及啓発団体は、無償で取組を進める上に、地域住民が熱中症で死亡した場合に見守りが不十分であったという指摘を受け、損害賠償責任を負う可能性があるというデメリットがある。こうしたデメリットに対するメリットを伺いたい。例えば、行政から市民の個人情報を受け取ることで、より一層踏み込んだ活発な取組ができる点を狙いとしているならば、法文の中に、行政から提供する個人情報の内容や、本人同意の有無に関して明文化していただきたい。今回の法案には普及啓発団体による情報漏洩に対する罰則の規定があると伺っている。条文案を拝見したところ、普及啓発団体に関する記載内容は、災害対策基本法の建付けに類似していると感じる。災害対策基本法においても、「避難行動要支援者名簿情報」の提供を受けた者は秘密保持義務がある旨の記載があるが、情報漏洩に対する罰則については、災害対策基本法等と気候変動適応法とで同じレベル感になっているか伺いたい。

3 点目、国の府省庁間の連携強化に向け、熱中症対策行動計画を閣議決定計画に格上げするという説明であったが、連携強化という観点では熱中症対策の現場である市区町村においてもその必要性を感じている。今回の気

候変動適応法改正について、当市の庁内では環境部局以外では他人事のような捉えられ方が見受けられている。環境部局から他部局に法改正に関する情報共有を行った際に、どこまで「協力」できるか分からないという反応であった。市区町村の熱中症対策は基本的に健康福祉部局が担っていることも踏まえ、市区町村の熱中症関係部局が一丸となって熱中症対策に取り組めるよう、国からの働きかけ、調整を要望する。

環境省環境安全課

1点目について、熱波は災害ではない。災害対策基本法の中で、熱波は位置付けられていない。また、気候変動適応法の改正では災害級の熱波を想定していない。熱波よりも前に気を付けなければいけない段階があると考えている。現行の熱中症警戒アラートに相当する気温よりも少し上の段階でしっかり対応していく必要があり、その対策としての法改正である。

2点目について、民事上の責任であれば、一般的な違法行為を行っていないければ普及啓発団体が損害賠償責任を負うことはないと考える。普及啓発団体としての指定の有無に関わらず、高齢者への対応などの責任は状況に応じて発生すると考える。

普及啓発団体による個人情報漏洩に対する取り扱いについては、法律で規定する予定である。災害対策基本法は古い法律であるが、近年の法律では個人情報漏洩等に罰則を設けるのが一般的な取り決めであるため、他の法律とのレベル感という観点では問題ないと考える。

3点目について、関係省庁との連携を強化していく。

時間の制約の都合上、限られた回答になり大変恐縮であるが、追加的にご質問等があれば、環境省環境安全課宛にメール等でお問い合わせいただきたい。

3. 分科会活動及び普及啓発報告

① 令和4年度活動報告（令和2年度～令和4年度活動の総括）

② 暑熱対策にかかる広域アクションプラン（案）について

小野座長 多数のヒアリング調査や文献調査を実施し、適切に内容をまとめることが出来た。特に熱中症は将来起こりうる出来事でなく、既に各地でみられる影響である。そのため、速やかな適応策の実装が全国で求められる。基本的な内容はアクションプランで整理したが、それぞれの自治体あるいは事業体等で状況が異なるため、実装に向けて各主体をどのようにサポートしていくかが今後の大きな課題である。

また自治体からは予算について課題に挙がるが、各自治体での準備に加え、環境省気候変動適応室の報告にあったように国の予算も活用しながら、積極的な形で適応策の実装が進むことを願っている。

③ 災害対策にかかる広域アクションプラン（案）について

加藤座長 気候変動が進むことで、ある意味、災害が日常化していると考え。被害の軽減を念頭に置いた上で、日常化してしまっている災害を苦勞して乗り越えるのではなく、難なく乗り越えることを目指したアクションプランになっていると考える。

④ 地域気候変動適応計画策定に向けた課題・ノウハウ集（案）について

田中議長 地域適応策検討分科会では、地域気候変動適応計画策定に向けた課題・ノウハウ集と適応策事例集を作成した。環境省気候変動適応室から情報提供をいただいたが、国でも地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂に取り組まれており、これらを併せて活用いただくと効果は大きいと考える。大変豊富に情報が盛り込まれているため、双方を活用しながら地域適応計画の策定にご活用いただきたい。

地域適応計画の策定によって事業が終わるわけではなく、その後の展開が重要である。具体的には熱中症対策や災害対策、森林対策などの実装に向け、地域特性に応じて関係部局の理解や協力を得ながら、場合によっては関係部局の立場を尊重しながら取組を進めていくことになるかと考える。庁内の連携がカギになると考えるが、各担当部局の理解が得られないという実態もあるだろう。連携に向けて繰り返し注力いただき、具体的な施策の実装に努めていただきたいと考える。

⑤ 質疑

田中議長 本日の広域協議会で3つの分科会（暑熱対策、災害対策、地域適応策検

討)の成果について、構成員の皆様にご確認いただいた。特に異論や質問等がなければ、構成員の皆様から3分科会の成果についてご承認いただいたとして、関東地域広域協議会の名前で公表させていただく。ご意見あればご発言いただきたい。

(特にご意見なし)

田中議長 ご意見なしとのことである。これをもって構成員の皆様からご了承いただいたとして、事務局に公表準備を進めていただく。

4. 議長総括

田中議長 3年間にわたる広域アクションプラン策定事業を振り返り、簡単にまとめとして申し上げたい。

それぞれの分科会できめ細かな取りまとめをしていただいた。各分科会にご参集いただいた構成員各位、自治体各位、地域気候変動適応センター各位、座長を務められたアドバイザー各位、関係省庁各位のご協力のおかげで、事例を含めて大変豊富で誇れる成果が得られた。今後の課題は、具体的な足元の適応策の実装化あるいは行動化である。適応策の特徴の一つとして、幅広い分野に広がっている点が挙げられる。本協議会は地球温暖化対策部局のご担当者のご出席が多いと考えるが、実際の施策の現場では、健康部局や防災部局、農政部局等、場合によっては所管部局が中心になって適応策を実施することもある。さらに具体的な実施の局面では、事業者の皆様や住民の皆様に適応策の取組についてお伝えすることになる。こうした行動化に向けた取組の展開を各自治体にはお願いしたい。国としても、全体的な意識啓発や枠組みの作成など、例えば熱中症対策における法改正等、様々な取組が動いている。国の補助金制度等も活用しながら、本協議会の成果を広く活用いただき、地域の適応策の展開や気候変動影響へのレジリエンスの強化に努めていただければ幸いである。

3年間にわたり、関係各位にはご理解、ご協力を賜り、実りのある成果を上げることが出来た。改めて感謝を申し上げ議長総括としたい。

5. 閉会